

**「御所野遺跡PRキャラバン」及び
「世界遺産価値普及事業」催行等業務**

業務仕様書

令和3年12月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「御所野遺跡PRキャラバン」及び「世界遺産価値普及事業」催行等業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

「御所野遺跡PRキャラバン」及び「世界遺産価値普及事業」催行等業務

2 本業務の目的

- (1) 令和3年に世界文化遺産に登録された御所野遺跡に係る普遍的価値の理解促進、魅力発信及び来訪促進
- (2) 御所野遺跡の世界文化遺産登録を契機とした、本県が有する他の世界文化遺産（平泉、橋野鉄鉱山）に係る魅力発信及び来訪促進
- (3) 本県が有する3つの世界文化遺産（平泉、橋野鉄鉱山、御所野遺跡）を通じた郷土への誇りと愛着の涵養（保存・活用への参加促進）
- (4) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターへの来訪促進

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月28日(月)まで

4 予算額

5,796千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 御所野遺跡PRキャラバンの企画・運営・管理

「別紙1」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 開催日・会場

令和4年2月19日(土)・20日(日) 県南会場

令和4年2月26日(土)・27日(日) 沿岸会場

イ 内容

世界遺産パネル展 及び トークショー 等

(2) 小学生向けワークブックの制作

「別紙2」の内容を踏まえ、次により制作すること。

ア タイトル

「岩手の世界遺産」ワークブック

イ 納期

令和4年3月25日(金)

ウ 制作部数

12,000部

エ 仕様

仕上げA4判／展開A3判／中綴じ加工／全16ページ
表紙・背表紙 … 両面フルカラー マットコート76.5k
本文 …………… 両面2色カラー 上質紙44.5k

(3) 御所野遺跡（北海道・北東北の縄文遺跡群）パネル制作

「別紙3」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 仕様 B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り
イ 制作枚数 2枚
ウ 納期 令和4年2月18日(金)
※5(1)のパネル展において既存のパネルと合わせて展示すること。
- エ その他
制作に必要な素材（画像、文字情報、ロゴ等）は全て県が提供する。

(4) ブース装飾物制作

「別紙4」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 制作物
① ポスター 500枚
② スタンドバナー 3台（3種類各1台）
③ バナー 3枚
- イ 納期
令和4年3月25日(金)

(5) ノベルティ制作

「別紙5」の内容を踏まえ、次により制作すること。

- ア 制作物
① トートバック 3,000枚
② コースター 300個
③ クリアマリノボトル 300個
④ デイリーバッグ 500枚
⑤ クリアファイル 1,500枚
⑦ ステッカー 1,000枚
- イ 納期
令和4年3月25日(金)

(6) その他

- ア 自由提案
コンペ参加者は、上記(1)～(5)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。
- イ 企画提案を求めるに当たっての視点
① 御所野遺跡の世界文化遺産登録を契機とした、本県が有する3つの世界文化遺産及び岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターを効果的な宣伝に繋げること。
② 各業務間の連携や相乗効果が高まるよう、工夫すること。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

御所野遺跡PRキャラバンの企画・運営・管理

1 概要

(1) 開催日・会場

令和4年2月19日(土)・20日(日) 県南会場

令和4年2月26日(土)・27日(日) 沿岸会場

(2) 内容

ア 世界遺産パネル展 …… すべての開催日に実施すること。

イ トークショー …… 開催4日間のうち、最低1回実施すること。

(3) 留意事項

ア 世界遺産パネル展

① 展示するパネル(県所有)の枚数は、30～50枚(各世界遺産10数枚)であること。

② 単にパネルを展示することなく、観覧者が増加するような工夫を講じること。

イ トークショー

① 県民が、本県が有する世界遺産を身近に感じるとともに、興味・関心が向上するようなゲストを検討すること。

② 会場の状況や集客数を考慮し、実施日を検討すること。

2 企画、運営及び管理

(1) イベント全体の内容を企画し、県と協議のうえ決定すること。

(2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと(各会場との調整を含む。)

3 出演者の招聘

(1) 本業務の目的を達成しながら、当日のイベントの盛り上がりを図るとともに、会場へのより多くの集客に繋がるよう、出演者の選定及び調整を行い、効果的かつ円滑に実施すること。

(2) 性別や年代を問わず、幅広い集客に繋がる人物を招聘すること。

(3) ステージゲストとして、郷土芸能やチアリーディング、吹奏楽、ダンス等のステージ出演団体を招聘しても構わないこと。

4 会場の設営、装飾及び撤去

(1) 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。

(2) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。

5 広報・宣伝

チラシを制作すること。(A4判/両面フルカラー/10,000枚)

6 新型コロナウイルス感染症対策

会場の規定に従い、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講ずること。

7 記録

(1) 各会場における来場者数及びトークショー時の観覧者数を把握すること。

(2) 本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。

小学生向けワークブックの制作

1 概要

- (1) タイトル 「岩手の世界遺産」ワークブック
 (2) 納期 令和4年3月25日(金)
 (3) 制作部数 12,000部
 (4) 仕様 仕上げA4判/展開A3判/中綴じ加工/全16ページ
 表紙・背表紙 … 両面フルカラー マットコート76.5k
 本文 …………… 両面2色(赤・黒)カラー 上質紙44.5k
 (5) 納品場所 岩手県庁12階 文化振興課

※ ただし、予算の範囲内であれば、業務目的達成に向けたより効果的な提案として、ページ増をはじめ、(4)に掲げる仕様を、より充実・拡大することは妨げない。

2 配布対象

岩手県内の小学6年生

3 製本以外の納品物

印刷用データ及びウェブ掲載用データ

(ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類納品すること。)

4 制作に際しての留意事項

- (1) 学校での授業や、校外学習の事前学習での使用を想定していること。
 (2) (1)を前提に、配布対象の興味・関心が高まるようなデザインを検討すること。
 (3) 視覚的に興味が高まるよう、各ページにおいて、1点以上のイラスト・図・画像等を用いること(世界遺産の画像以外は、受託者が手配すること。)

5 想定している構成と業務内容

項目	頁数	内容等	文字原稿及び世界遺産画像	デザイン・レイアウトその他素材
表紙	1	タイトル・3つの世界遺産画像	県が作成・提供(ワード等) ※金色堂は除く。	受託者業務
目次	1	目次		
世界遺産とは	1	世界遺産の紹介		
御所野遺跡	4	場所・時代・価値等		
平泉	4	場所・時代・価値等		
橋野鉄鉱山	4	場所・時代・価値等		
裏表紙	1	マップ等		

6 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
 (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
 (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
 (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

御所野遺跡（北海道・北東北の縄文遺跡群）パネル制作

1 概要

- (1) 仕様
B2判／縦型／片面フルカラー／スチレンボード貼り
- (2) 制作枚数
2枚
- (3) 納期
令和4年2月18日(金)
※ 2/19～パネル展において、既存のパネルと合わせて展示すること。
- (4) その他
ア 既存のパネルと合わせて一連の展示となることから、デザインは別途指定する。
イ 制作に必要な素材（画像、文字情報、ロゴ等）は全て県が提供する。

2 パネル以外の納品物

印刷用データ及びウェブ掲載用データ
(ファイルサイズが異なるPDFファイルを2種類納品すること。)

3 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

ブース装飾物制作

1 概要

(1) 制作物

- ア ポスター 500枚
- イ スタンドバナー 3台（3種類各1台）
- ウ バナー 3枚（小2枚、大1枚）

(2) 納期

令和4年3月25日（金）

(3) 納品場所

岩手県庁12階 文化振興課

(4) その他

展示時の見栄えを考慮し、各制作物においてデザインに統一感を持たせること。

2 仕様詳細

(1) ポスター

ア 内容

本県が有する3つの世界遺産（平泉・橋野鉄鉱山・御所野遺跡）の紹介

イ 仕様

B2判／片面フルカラー／コート紙135k

(2) スタンドバナー

ア 内容

本県が有する3つの世界遺産（平泉・橋野鉄鉱山・御所野遺跡）の紹介
なお、各世界遺産につき1台を制作する。

イ 仕様

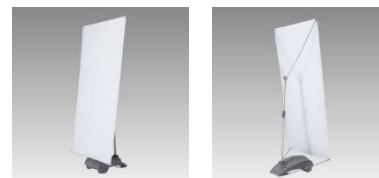
Y-BAND-WIDE

サイズ：W900mm×H2000mm／生地：トロマット

印刷：フルカラー・片面昇華転写

仕立：周囲ヒートカット・四隅裏レザーハトメ加工

注水タンク付



(3) バナー

ア 内容

本県が有する3つの世界遺産（平泉・橋野鉄鉱山・御所野遺跡）の紹介

イ 仕様

ターポリン製／1800mm×600mm／片面フルカラー 2枚

ターポリン製／2700mm×1800mm／片面フルカラー 1枚

3 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。

ノベルティ制作

1 概要

(1) 制作物

ア トートバック	3,000枚
イ コースター	300個
ウ クリアマリンボトル	300個
エ デイリーバッグ	500枚
オ クリアファイル	1,500枚
カ ステッカー	1,000枚

(2) 納期

令和4年3月25日(金)

(3) 納品場所

岩手県庁12階 文化振興課

(4) その他

プリントするデザイン・ロゴ等には、統一感を持たせること。

2 仕様詳細

- | | | |
|------------------|--------------------------------------|--------------------|
| (1) トートバック(マチ付) | 本体約280×340×70(mm)
持ち手約30×380(mm) | [参考品番 TR-0908-008] |
| (2) 白雲石給水コースター | 直径103×厚さ8(mm) | [参考品番 TS-1274-044] |
| (3) クリアマリンボトル | 500ml | [参考品番 TS-0477-004] |
| (4) デイリーバッグ(マチ付) | 本体約290×360×190(mm)
持ち手約60×180(mm) | [参考品番 TR-1122-002] |
| (5) クリアファイル | A4判/両面フルカラー | |
| (6) ステッカー | A5判/片面フルカラー | |



ステッカー完成イメージ

6 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用を含めパネル制作及び納品に係る一切の費用は、すべて本契約費用に含むこと。
- (2) 成果品に関する全ての著作権及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、成果品の二次使用に関して、県に何らの制限がないこととする。
- (3) 県と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打ち合わせを行うこととする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、業務を進めることとする。